



平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 富 士 重 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 永 泰 之
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 藤 和 典
(TEL 03-3347-2005)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 31 日開催の取締役会において、下記の通り、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数を引き下げることといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考) 平成 25 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は<u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 8 条の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後、削除する。</u></p>

以 上